

空知教育センター組合教育委員会事務局組織規則

昭和43年 9 月 5 日
教育委員会規則 第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第17条第 2 項の規定に基づき、空知教育センター組合教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織等について、必要な事項を定めるものとする。

(職員の配置と職務)

第 2 条 事務局に教育次長を置き、必要に応じ指導主事、主幹、副主幹、主査及びその他の職員を置くことができる。

2 教育次長は、教育長の命を受け、事務局を統括し所属職員を指揮監督する。

3 指導主事は、教育長の命を受け、研修及び研究に関わる事業の専門的事項に従事する。

4 主幹及び副主幹は、教育次長を補佐し、教育次長に事故があるとき、又は教育次長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 教育次長、主幹、副主幹又は主査とともに事故があるとき、又はともに欠けたときは、教育次長があらかじめ指定する職員がその職務を代理する。

(所掌事務)

第 3 条 事務局の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 教育委員会会議に関すること。

(2) 事務局職員及び空知教育センター職員の任免その他人事に関すること。

(3) 教育委員会の所掌に係る歳入歳出予算及びその経理に関すること。

(4) 教育委員会規則その他諸規程の制定又は改廃に関すること。

(5) 公文書類の保管その他文書に関すること。

(6) 公印の管守に関すること。

(7) 広報に関すること。

(8) 北海道教育委員会及び構成市町のエ育委員会並びに市町立学校との連絡調整に関すること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、事務局事務に関する事項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年 1 月 8 日教委規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年 6 月 1 日教委規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年 6 月10日教委規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の空知教育研修センター組合教育委員会事務局組織規則の規定は、平成16年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成18年 6 月27日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行し、第1条規定による改正後の空知教育センター組合教育委員会会議規則の規定、第2条の規定による改正後の空知教育センター組合公告式規則の規定、第3条の規定による空知教育センター組合教育委員会事務局組織規則の規定、第4条の規定による空知教育センター規則の規定及び第5条の規定による空知教育センター組合教育委員会公印規則の規定は、平成18年3月27日から適用する。

附 則（平成24年7月27日教委規則第4号）

この規則は、平成24年8月21日から施行する。

附 則（平成27年5月25日規則第1号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、第1条の規定による改正後の空知教育センター組合教育委員会会議規則、第2条の規定による改正後の空知教育センター組合教育委員会公告式規則、第3条の規定による改正後の空知教育センター組合教育委員会事務局組織規則及び第4条の規定による改正後の空知教育センター組合教育委員会公印規則の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の空知教育センター組合教育委員会会議規則、第2条の規定による改正前の空知教育センター組合教育委員会公告式規則、第3条の規定による改正前の空知教育センター組合教育委員会事務局組織規則及び第4条の規定による改正前の空知教育センター組合教育委員会公印規則並びに第5条の規定による廃止前の空知教育センター組合教育委員会教育長職務代理に関する規則の規定は、なおその効力を有する。

附 則（令和5年6月29日規則第3号）

1 この規則は、公布の日から施行する。